

人と地域猫が共に生きていける環境づくり事業実施要綱

制定 令和6年3月29日 要綱第165号

(目的)

第1条 この要綱は、飼い主のいない猫の問題を解決するため、増えてしまった飼い主のいない猫を地域認知のもとで適正に管理しながら減らしていく活動（以下「地域猫活動」という。）を支援することにより、地域の衛生環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 飼い主のいない猫 人間に直接的に飼養されていない猫であって、特定の個人が住む家屋を主な居場所としていない、所有者のいないもの
- (2) 地域猫 飼い主がいない猫のうち、地域住民によって繁殖やふん尿、定時定点給餌等について適切に管理され、地域との共存が図られているもの
- (3) 不妊去勢手術 動物病院で獣医師が実施する卵巣の摘除、卵巣および子宮の摘除または精巣の摘除を行い生殖不能とする手術
- (4) 適正な定時定点給餌 定時定点給餌場所の所有者の許可を受けた場所で、時間を決めた給餌を行うとともに、食後ただちに餌（器を含む）の片付け、餌場の清掃等を行うこと。
- (5) トイレの設置 所有者の許可を受けた場所にトイレ（排泄場所）を設け、その周辺を含めた清掃等を実施し、ふん尿トラブルを防止すること。

(方針および対策)

第3条 第1条に掲げる目的を達成するため、地域猫活動は、次に掲げる方針に従って行うものとする。

- (1) 飼い主のいない猫を地域猫として認知し、地域で管理していくこと。
- (2) 活動場所の地域住民とコミュニケーションをとり、そのうえで、活動内容の周知促進を図り周囲の理解および協力を得ながら、区、住民および関係者の協働によって進めること。
- (3) 飼い主のいない猫に起因する地域トラブルを軽減していくこと。

2 前項の方針に従い、区における対策は次に掲げるとおりとする。

- (1) 不妊去勢手術実施への支援
- (2) 適正な定時定点給餌方法の周知
- (3) トイレ設置と排泄のしつけの方法の周知
- (4) 地域住民への理解促進を図るための普及啓発

(品川区地域猫協力チーム)

第4条 区長は、地域猫活動を推進するため、次条の登録要件を満たす団体を品川区地域猫活動協力チーム（以下「協力チーム」という。）として登録する。

2 協力チームの登録期間は、登録の日から同日の属する年度の3月31日までとする。ただし、1月1日から3月31日までの間に登録した協力チーム

に係る登録期間の末日は、登録日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

（登録要件）

第5条 協力チームとして登録するための要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 第3条第1項の方針に従い、誠実かつ真摯に協力し、区とともに地域猫活動を推進する目的のチームであり、近隣住民とコミュニケーションをとり、迷惑や苦情等の原因にならないこと。
- (2) 品川区内の登録した活動地域において活動すること。
- (3) チームの構成員は別世帯の3人以上の成人が含まれること。
- (4) チームに未成年者の構成員がいる場合、当該未成年構成員は常に成人構成員と行動を共にすること。
- (5) 代表者は品川区在住の成人であり、かつ、成人構成員の半数以上が品川区在住であること。
- (6) 営利を目的にしないこと。
- (7) 区が実施する説明会および講習会等に参加すること。

（登録申請）

第6条 協力チームとして登録を希望する当該協力チームの代表者は、次に掲げるものを区長に提出し、登録申請しなければならない。

- (1) 品川区地域猫活動協力チーム登録申請書（第1号様式）
- (2) 地域猫活動対象猫一覧表（第2号様式）
- (3) 活動地域図（様式自由）
- (4) 当該地域の町会長の承諾書（第3号様式）
- (5) その他活動内容を示す資料

（登録認定）

第7条 区長は、前条の規定による申請を受領した場合、当該活動地域の調査を行う等、速やかに審査を行い、第5条各号に掲げる登録要件を満たすことが確認できたときに協力チームとして登録認定する。

2 区長は、登録認定をしたときは、品川区地域猫活動協力チーム登録認定通知書（第4号様式）によって、協力チームに通知する。

3 区長は、登録認定をしたときは、当該協力チームの構成員に対し、品川区地域猫活動協力チーム証（第5号様式）を交付する。

（活動内容の報告）

第8条 登録認定した協力チームは、年度末日までに、地域猫活動報告書（第6号様式）により、活動内容を区長に報告しなければならない。

（登録の更新）

第9条 協力チームは、登録期限日が属する年度の3月1日から3月31日までに次に掲げるものを区長に提出することにより、4回を限度に登録を翌年度に更新することができる。ただし、区長が必要と認めたときは4回を超え

て更新することができる。

(1) 地域猫活動協力チーム登録更新・変更申請書（第7号様式。以下「登録更新・変更申請書」という。）

(2) 活動対象猫一覧表（第2号様式）

2 区長は、更新の認定をしたときは、地域猫活動協力チーム更新認定通知書（第8号様式）により、協力チームに通知する。

（登録内容の変更）

第10条 協力チームは、構成員の変更や活動地域の変更等、登録内容に変更が生じた場合は、登録更新・変更申請書により、速やかに区長に届け出なければならない。

2 協力チームは、登録内容の変更を、前条に規定する登録更新の際に同時に行う場合は、変更後の登録内容を登録更新・変更申請書に記載することとする。

3 協力チームは、前2項に規定する登録内容の変更に際し、区長から求められた場合は変更内容に係る資料を提出しなければならない。

（活動対象猫の変更）

第11条 活動対象の地域猫の情報を変更する場合は、地域猫活動対象猫変更届（第9号様式。）を提出しなければならない。

（資格喪失）

第12条 協力チームは、第5条各号に定める登録要件を満たせなくなった時、区長に対し品川区地域猫活動協力チーム登録資格喪失届（第10号様式）を提出しなければならない。

（登録取消）

第13条 次に掲げる場合は、区長は協力チームの登録を取り消すことができる。

(1) 協力チームが、第5条各号に定める登録要件を満たしていない場合

(2) 協力チームが、本要綱の定めに従脱する活動を行った場合

(3) 協力チームが、虚偽の申請に基づき活動する等、信義に反する行為を行った場合

(4) その他、当該協力チームの活動が、人と地域猫が共に生きていける環境づくりを進める上で支障があると認められる場合

2 区長は、協力チームの登録を取り消した場合は、当該協力チームに対し、品川区地域猫活動協力チーム登録取消通知書（第11号様式）により登録の取消を通知する。

（助成対象者）

第14条 助成を受けることができる者は、品川区地域猫活動協力チーム登録申請をした代表者とする。

（助成内容）

第15条 区長は、協力チームの活動において、次に掲げる助成を行う。

- (1) 次に掲げる飼い主のいない猫の適切な管理のために必要な費用の補助
 - ア 雌猫の卵巣または子宮の摘除手術（以下「不妊手術」という。）に要する費用（１頭につき２５，０００円を限度とする。）
 - イ 雄猫の精巣の摘除手術（以下「去勢手術」という。）に要する費用（１頭につき１５，０００円を限度とする。）
 - ウ 譲渡を前提とした必要なワクチン接種等の医療費（１頭につき１回のみ、７，０００円を限度とする。）
 - エ 不妊手術または去勢手術のための動物病院への運搬費（往復４，０００円を限度とする。）
 - オ 指針に基づくモデル地区の認定の際に登録された猫に対する餌代（１頭につき１，０００円/月を限度とする。）
 - カ 別表に掲げる管理に必要な物品費用（１地区につき２，０００円/月を限度とする。）
 - キ 区からの依頼により区民に対して猫の適切な管理に係る助言、捕獲方法の指導等（以下「区民サポート」という。）を行った場合の協力費（１回につき区内共通商品券２，０００円分）
- (2) 次に掲げる飼い主のいない猫の適切な管理のために必要なサービスの提供
 - ア 活動地域周辺民有地等の消毒・清掃事業者の派遣（月１回を限度とする。）
 - イ ボランティア保険の加入

２ 前項の助成については、別に区長が定めるところにより行う。

（委任）

第１６条 この要綱の実施に関し必要な事項は、健康推進部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

別表（第１５条関係）

対象経費	対象経費の内容
（１）トイレ等に関するもの	猫用トイレ、プランターなどの容器、砂などの消耗品
（２）周知用印刷物	住民に周知するためのチラシなどの印刷発注経費
（３）その他	管理に必要と認められたもの